

税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室[®]〕

法人契約でリビング・ニーズ特約に基づく生前給付金を受け取った場合

Q：当社では、契約者を会社、被保険者を役員Aとする終身保険に法人契約で加入していたところ、役員Aがガンで余命6か月と診断されました。この契約の「リビング・ニーズ特約」を利用して、当社は保険金1,000万円を受け取りました。この給付金の経理処理はどうなりますか。なお、保険料積立金は1,200万円、配当金積立金は100万円で、契約は継続しています。

保険契約者：当社

被保険者：役員A

死亡保険金受取人：当社

保険種類：終身（リビング・ニーズ特約）

リビング・ニーズ特約の概要

被保険者の余命が6か月以内と診断された場合に、主契約の死亡保険金の一部又は全部（ただし上限3,000万円）を生前給付金として支払う。生前給付金を支払ったときは、これと同額の死亡保険金が減額されたものとされる（死亡保険金の全部を生前給付金として支払った場合には、主契約は消滅する）。

特約の保険料は不要（主契約の保険料に吸収されている）。

A：通常の個人契約の場合において、余命6か月以内と診断されたときのリビング・ニーズ特約による生前給付金は、死亡保険金の前払的な性格を有していますが、被保険者の死亡を支払事由とするものではないため、高度障害保険金や入院給付金などと同様に、被保険者、またはその他の親族等が受け取った場合は、非課税になります。

ご質問の場合、契約者が会社で、会社がリビング・ニーズ特約に基づく生前給付金を受け取ったということです。その生前給付金は、会社の収入として計上しなければなりません。

この場合、契約は消滅せずに継続されますので、保険料積立金などがある場合には、対応額のみを取り崩しますが、取り崩す保険料積立金より支払額が多い場合には差額は雑収入となります。

リビング・ニーズ特約による生前給付金を受け取った時

借方	貸方
現金・預金 1,000万円	保険料積立金 1,000万円

また、受け取った保険金を役員Aに支払う場合、見舞金として損金に算入できる額は、社会通念上相当とされる額です。それを超える額は、定期同額給与、事前確定届出給与などに該当しないことから損金不算入となります。なお、社会通念上相当とされる金額については、明確に規定されたものがないため、その金額の妥当性について税理士等の専門家に相談するなど慎重に検討する必要があります。

いっぽう、保険種類が定期保険特約付きの終身保険である場合、リビング・ニーズ特約による生前給付金の支払いは定期部分と終身部分から按分して支払われますので、通常の減額時と同様に終身部分に対応する資産計上額だけ取り崩すことになります。

参考：生前給付タイプの保険の例

	リビング・ニーズ特約	特定疾病保障保険
概要	将来ケガや病気で余命6か月以内と診断されたときに保険金が定められた金額の範囲内で死亡保険金の前払として支払われます。	保険会社所定の特定疾病と診断されたとき、診断されて所定の状態となったときに所定の保険金が支払われます。
対象となる傷病	ケガや病気の種類によらず全ての傷病	ガン・急性心筋梗塞・脳卒中
特約保険料	無料	有料
医師の診断書	要	要

⑨ 特定疾病の種類や要件などは各保険会社によって異なります

（税制委員会：小林秀子、齋秀行グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）